○奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則

平成27年12月25日教育委員会規則第22号

奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則

(目的)

第1条 この規則は、小学校若しくは中学校の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号) 第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。)に在籍する児童生徒の保護者又は学 校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定による障害に応じた特別の指導を受 ける者のための教育課程(以下「通級指導教室」という。)に該当する児童生徒の保護者に対し、 特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給することにより、経済的な負担 を軽減し、もって教育の機会均等を図ることを目的とする。

(支給対象者)

- 第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、市立の小学校若しくは中学校の特別支援学級又は通級指導教室に在籍する児童生徒の保護者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、支給対象者としない。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の教育扶助を受けている者
  - (2) 奈良市児童生徒就学援助費支給規則(平成27年奈良市教育委員会規則第21号)に基づき、 就学援助費の支給を受けている者

(支給区分)

- 第3条 支給対象者は、その経済的な負担能力の程度に応じて、次に掲げるものに区分する。
  - (1) 収入額(特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第 1号に規定する収入額をいう。次号において同じ。)が需要額(同条第1号に規定する需要額 をいう。次号において同じ。)の2.5倍未満の者
  - (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の者

(支給費目)

第4条 就学奨励費の支給費目は、別表のとおりとする。

(支給額)

第5条 就学奨励費の支給額は、前条の支給費目ごとに、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励 費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に基づく特別支援教育就学奨励費補助金国 庫補助対象額を上限として、予算の範囲内において教育委員会が定めるものとする。

(申請)

- 第6条 就学奨励費を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める特別支援教育 就学奨励費に係る調書(以下「調書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、当該児童生徒が 在籍する小学校又は中学校の学校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会に提出 しなければならない。
  - (1) 同一生計世帯員全員分の住民登録住所が確認できる書類
  - (2) 同一生計世帯員全員分の前年の収入又は所得を明らかにする書類
  - (3) その他教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、 当該書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項の申請は、年度ごとに教育委員会が指定する期日までにしなければならない。ただし、 転入その他特別な理由により当該期日までに申請することができない場合は、同日後においても その都度申請することができるものとする。

(支給区分の決定)

- 第7条 教育委員会は、調書を受理したときは、これを審査した上で第3条に規定する支給区分を 決定する。この場合において、教育委員会は、学校長の意見等を徴することができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により支給区分を決定したときは、別に定める通知書により申請者 及び学校長に通知するものとする。

(支給方法)

- 第8条 就学奨励費の支給は、保護者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。 ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、これ以外の方法により行うことができる。 (支給対象期間)
- 第9条 第7条第1項の規定により就学奨励費の支給区分の決定を受けた者(以下「被認定者」という。)は、当該年度の4月1日から3月31日までの間(学用品等購入費及び新入学児童生徒学用品等購入費にあっては、教育委員会が定める期間)にあった第4条の支給費目に係る出費について、就学奨励費の支給を受けることができる。
- 2 第6条第3項ただし書の規定による申請があったときは、当該申請のあった日の属する月の初日から支給するものとし、支給対象者に該当しなくなったとき、又は被認定者が支給を辞退したときは、当該月の末日まで支給するものとする。

(変更等の届出)

第10条 被認定者は、就学奨励費の受給を辞退しようとするとき、又は申請の内容に変更が生じた

ときは、別に定める届出書により教育委員会又は学校長に届け出なければならない。 (就学援助費の返還)

第11条 教育委員会は、偽りその他の不正な手段により就学奨励費の支給を受けた者に対し、既に 支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

-	支給費目	内容
1	学用品等購入費	児童生徒が通常必要とする学用品及び児童生徒
		(第1学年の者を除く。) が通学のため通常必
		要とする通学用品(通学用靴、雨傘、雨靴、帽
		子等)の購入費
2	新入学児童生徒学用品等購入費	新たに入学する児童生徒(被認定者となった保
		護者の児童生徒に限る。)が、入学に当たって
		通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセ
		ル、カバン、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、
		帽子等)の購入費
3	校外活動等参加費	ア 児童生徒が学校行事として実施される宿泊
		を伴わない校外活動(学校外に教育の場を求
		めて行われる活動(修学旅行を除く。)をい
		う。以下同じ。) に参加するために要する経
		費のうち、直接必要な交通費及び見学料
		イ 児童生徒が学校行事として実施される宿泊
		を伴う校外活動に参加するために要する経費
		のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学
		料(学年を通じて1回に限る。)

4	修学旅行費	児童生徒が参加する修学旅行に要する経費のう
		ち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見
		学料、記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、
		旅行業務取扱料金、添乗員経費、しおり代、通
		信費及び荷物輸送料(小学校及び中学校在籍期
		間を通じてそれぞれ1回に限る。)
5	学校給食費	学校給食を実施している小学校又は中学校に在
		籍する児童生徒の学校給食に要する費用の実費
6	通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法に
		より通学する場合の交通費(その者が通学に利
		用する交通機関の旅客運賃に限る。)

## 備考

第3条第2号に該当する者及び通級指導教室に在籍する児童生徒の保護者については、通学費のみを支給する。